（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、新事業創出専門官及び国際専門官）

第二十八条　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官五人、審査官二十二人、総括審査官一人、新事業創出専門官二人及び国際専門官三人を置く。

2～9　（略）

（米穀貿易企画室及び会計室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、米流通調整官及び監査官）

第三十三条　農産企画課に、米穀貿易企画室及び会計室並びに食糧調査官一人、企画官二人、指導官三人、国際専門官一人、米流通調整官一人及び監査官一人を置く。

2　米穀貿易企画室は、米穀（その加工品を含む。）についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　米穀貿易企画室に、室長を置く。

4～11　（略）

（生産資材対策室及び生産専門官）

第三十八条　技術普及課に、生産資材対策室及び生産専門官五人を置く。

2～4　（略）

（企画官及び生産専門官）

第三十九条　農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官二人を置く。

2　（略）

3　生産専門官は、命を受けて、農業環境対策課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（畜産技術室並びに畜産専門官、首席畜産専門官及び畜産危機管理官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室並びに畜産専門官六人、首席畜産専門官一人及び畜産危機管理官一人を置く。

2～6　（略）

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、新事業創出専門官及び国際専門官）

第二十八条　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官四人、審査官二十二人、総括審査官一人、新事業創出専門官二人及び国際専門官三人を置く。

2～9　（略）

（会計室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、米流通調整官及び監査官）

第三十三条　農産企画課に、会計室並びに食糧調査官一人、企画官二人、指導官四人、国際専門官一人、米流通調整官一人及び監査官一人を置く。

（新設）

2～9　（略）

（生産資材対策室及び生産専門官）

第三十八条　技術普及課に、生産資材対策室及び生産専門官四人を置く。

2～4　（略）

（企画官及び生産専門官）

第三十九条　農業環境対策課に、企画官及び生産専門官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　生産専門官は、農業環境対策課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（畜産技術室並びに畜産専門官、首席畜産専門官及び畜産危機管理官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室並びに畜産専門官五人、首席畜産専門官一人及び畜産危機管理官一人を置く。

2～6　（略）

（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官四人及び流通飼料専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　流通飼料専門官は、飼料の流通の合理化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（都市農業室並びに企画官、インバウンド推進専門官及び高齢者対策専門官）

第五十七条　都市農村交流課に、都市農業室並びに企画官二人、インバウンド推進専門官一人及び高齢者対策専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　インバウンド推進専門官は、外国人観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　（略）

（企画官及び団体指導専門官）

第六十条　土地改良企画課に、企画官二人及び団体指導専門官一人を置く。

2　（略）

3　団体指導専門官は、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の業務及び会計に関する指導及び連絡調整に関する事務を行う。

（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官）

第六十二条　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官一人を置く。

2～5　（略）

6　事業推進企画官は、土地改良事業の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（地質官、リスク対策調査官、環境保全官及び鳥獣対策専門官）

第二百十五条　（略）

2～4　（略）

（流通飼料対策室並びに飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室及び飼料専門官四人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（都市農業室並びに企画官及び高齢者対策専門官）

第五十七条　都市農村交流課に、都市農業室並びに企画官二人及び高齢者対策専門官一人を置く。

2～4　（略）

（新設）

5　（略）

（企画官）

第六十条　土地改良企画課に、企画官二人を置く。

2　（略）

（新設）

（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室）

第六十二条　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室を置く。

2～5　（略）

（新設）

（地質官、リスク対策調査官及び環境保全官）

第二百十五条　（略）

2～4　（略）